

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
質問及び回答（要求水準書（案））

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書 (案)		1	1	3						本事業の位置づけ	本事業は、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理事業であるとの理解でよろしいでしょうか。 いわゆる、処理施設維持管理者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用するとの理解でよろしいでしょうか。 (平成4年8月25日「建設省都下企発第39-2号」通達関連)	基本的にはご理解のとおりです。
2	要求水準書 (案)		1	1	3						事業概要	「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を鑑み、とありますが、当該条例には「大企業等とは～市内中小企業者との連携・協力を努める」と定められています。 これは本事業において、市内中小企業者への業務の発注、市内中小企業者を通じての物品の購入を行なった際に、その実績について報告を求められていると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
3	要求水準書 (案)		1	1	3						事業概要	現有の焼却設備を運用するに当たり、日報や図面など貸し出しは可能でしょうか。事業者を選定された場合は、常時使用するという点でよろしいでしょうか。	事業者を選定された場合は、基本的に貸し出し可能です。
4	要求水準書 (案)		1	1	3						事業概要	現在及び過去数年にわたる汚泥発生量について、月単位及び日単位の帳票等を閲覧することは可能でしょうか。また、事業期間で発生する汚泥量の予測値についてご教示頂けますでしょうか。	脱水汚泥性状の範囲は、要求水準書（案）P14をご参照ください。 「一定の範囲」の定義提示は予定しておりません。 脱水汚泥の供給実績は、入札広告時に提示を予定している施設運転月報（閲覧）にて確認頂けます。
5	要求水準書 (案)		1	1	3						事業概要	汚泥焼却状況の情報として、現在運転している業務者に対して、市殿経由でヒアリングをすることは可能でしょうか。	No4をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	要求水準書 (案)		1	1	3						事業概要	廃棄物焼却炉の解体に関わるダイオキシン曝露対策などの方針を決定するにあたり、解体する機器・設備の重量や分析結果について、ご教示頂けますでしょうか。	詳細な既施設設図面等は入札公告時に提示を予定しています。 ダイオキシン分析については、要求水準書（案）P8の事前調査をご参照ください。
7	要求水準書 (案)		1	1	3						事業概要	燃料化の定義として、燃料としての活用だけでなく、資材としての活用も同時になされる場合でも、燃料化という定義でよろしいでしょうか。	事業概要では、燃料化物及び土木資材（改良土）を長期的、安定的に供給することを求めています。
8	要求水準書 (案)		2	1	4						事業期間及び 業務内容	汚泥焼却灰搬出設備の解体後の建設場所は既存設備の設置位置と同一場所と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書		2	1	4						事業期間（予定）及び業務 内容	図1-4-1 事業（予定）スケジュールでは、4号焼却炉はH34年以降休止が予定されていますが、休止期間の設備管理の主体についてどのようにお考えか御教示下さい。	休止後の管理主体は、PFI事業者になります。
10	要求水準書 (案)		2	1	4						事業期間（予定）及び業務 内容	各設備の引き渡しに際して、運転引き継ぎ期間は、引き渡し日の前2ヶ月程度を想定していますが、よろしいでしょうか	要求水準書（案）P21(4)試運転及び性能試験をご参照ください。
11	要求水準書 (案)		2	1	4						事業期間（予定）及び業務 内容	表1-4-1の改良土プラントの解体について平成31年と記載されているのみで期間の終りが記載されておりません。平成31年4月～平成32年3月でよろしいでしょうか。	平成31年度を解体期間として掲示しています。
12	要求水準書 (案)		2	1	4						事業期間（予定）及び業務 計画	表1-4-1 事業期間（予定）及び業務内容に示される期間については、どれぐらいのフレキシビリティがあるのでしょうか。開始時期を前倒しにするなど、事業費用の縮減につながる事が可能であれば提案することができませんでしょうか。	原則、表1-4-1 事業期間（予定）及び業務内容のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
13	要求水準書 (案)		3	1	5						事業場所等	改良土プラント建設場所が提示されていますが、本用地の状況をご教示下さい。 また、使用可能な敷地範囲（面積）をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
14	要求水準書 (案)		3	1	5						事業場所等	事業場所への進入出路等にどのような制限があるのでしょうか。車両や時間帯など制限情報に関してご教示頂けますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
15	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)					PFI事業者の 業務範囲	『既設建屋は無償で提供し、構造補強は行わないものとする』とありますが、同資料の10ページ（第2-3-(2)-ウその他）にあるように、必要に応じて補強工事などは貴市にてご発注するとの理解でよろしいでしょうか。	市が事業中に建築物に関する工事等（耐震診断、耐震補強工事等）の発注をすることがあります。ただし、PFI事業者の活用方法により耐震性能に問題が生じる場合については要求水準書（案）P16が適用されます。
16	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)					PFI事業者の 業務範囲	汚泥焼却灰搬出設備とは、具体的にどこを示すのでしょうか。	要求水準書（案）P40をご参照ください。
17	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)					PFI事業者の 業務範囲	既設建屋は無償で提供し、構造補強は行わないものとする。とありますが、P16の(13)の既設建屋等では、構造補強等を実施するとあります。どちらが正をご教示下さい。 また、既設建屋の構造補強が必要となった場合、本事業内での補強工事は可能ですか？	No15をご参照ください。
18	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)		ア			設計段階	「注1」において、「構造補強は行わないものとする」と記載されております。 一方で「P10 ウ その他」において、「市は、事業期中に建築物に関する工事等（耐震診断、耐震補強工事等）の発注をすることがあるが、その際にPFI事業者は工事等に協力することとする」と記載されております。 以上のことから、「構造補強は行わないものとする」とは、P F I 事業者が行なわないものとされていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、PFI事業者の活用方法により耐震性能に問題が生じる場合については要求水準書（案）P16が適用されます。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)	ア				注1	「既設汚泥焼却炉1・2号炉及び3号炉の建屋は既設活用する」とありますが、これ以外の「灰輸送設備に関連する輸送配管、配管サポート」および「汚泥焼却灰搬出設備に関連する輸送配管、配管サポート」についてPFI事業者にて健全性の確認を行なうことを前提に既設活用することを承諾いただけませんか。	更新を想定しています。
20	要求水準書		4	1	6	(1)	ア				設計段階 注1	事業者は「・・・構造補強は行わないものとする」とあるが、耐震性能に問題が生じる場合は、p10第2、3、(2)、ウに記載があるように、市が構造補強等実施するとの理解で宜しいでしょうか。	PFI事業者の活用方法により耐震性能に問題が生じる場合については要求水準書(案)P16が適用されます。それ以外はご理解のとおりです。
21	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)	ア				設計段階	「既設建屋は無償で提供し、構造補強は行わないものとする。」と記載がありますが、事業者の要求として必要な場合と判断されても、補強は行うことはできないでしょうか。	PFI事業者の活用方法により耐震性能に問題が生じる場合については要求水準書(案)P16が適用されます。
22	要求水準書 (案)		4	1	6	(1)	オ				設計業務の許認可手続き	どのような許認可手続きがあるか、現在で判明している内容があればご教示いただけますでしょうか。	各種法令等に定められた、許認可手続きをご参照ください。
23	要求水準書 (案)		4	1	6	(2)	ア				建設段階	「関連機器類」に含まれる範囲を御教示ください	詳細な既設施設図面等を入札公告時に提示する予定です。
24	要求水準書 (案)		4	1	6	(2)	イ				建設段階	「関連機器類」に含まれる範囲を御教示ください	No23をご参照ください。
25	要求水準書 (案)		4	1	6	(2)	ウ				建設段階	「関連機器類」に含まれる範囲を御教示ください	No23をご参照ください。
26	要求水準書 (案)		4	1	6	(2)	エ				建設段階	「関連機器類」に含まれる範囲を御教示ください	No23をご参照ください。
27	要求水準書 (案)		4	1	6	(2)	キ				新施設等の機械設備工事	今回新たに設置する機械設備は、「横浜市環境創造局指定製品及び選定業者名簿(下水道設備用機械)」に基づき、指定製品に該当する製品は選定業者によって製造しなければならないでしょうか。	「横浜市環境創造局指定製品及び選定業者名簿(下水道設備用機械)」の適用は規定いたしません。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
28	要求水準書 (案)		4	1	6	(3)		ウ			修繕業務の事業者による実施判断等	修繕業務については、提案時点で20年間の計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。 運営開始後、事業者のリスク負担を前提に ①修繕の実施時期を変更する ②修繕の内容を変更する ③一部の修繕を省略することは可能でしょうか。 また、以上の変更をした場合であっても、提案した修繕費相当分は提案通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。 (より適切な運転管理の実施が実現した場合には、提案時計画の内容を一部省略できる一方で提案時に想定できなかった修繕業務の発生も考えられるため、柔軟な運用をお願いするものです。)	基本的には可能ですが、協議することとなります。金額につきましては、変更内容による金額への影響を考慮することとなります。
29	要求水準書 (案)		4	1	6	(3)		ウ			修繕業務	保守点検業務と修繕業務については、内容の定義及び必須のサイクル等ありますでしょうか。無い場合は、事業者側の判断で実施するという事でよろしいでしょうか。	規定はありません。
30	要求水準書 (案)		5	1	6	(3)		キ			燃料化物の購入・販売及び運搬の外部委託	「燃料化物の購入・販売及び運搬業務」について、構成員又は協力会社の責任において外部（第三者）へ委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書		5	1	6	(3)		サ			管理運営段階	「事業場所の清掃業務」について、トイレ清掃や樹木剪定など清掃対象の範囲を御教示下さい。	入札公告時にお示しします。
32	要求水準書 (案)		6	1	7	(2)		ウ			設計及び建設に関する業務	「責任分界点」の処理場内における位置が具体的に分かる図面の提供をお願いいたします	入札公告時にお示しします。
33	要求水準書 (案)		6	1	7	(2)		ウ			責任分界点	具体的な電力、上水、雑用水など責任分界点の図面などをご提示頂けますでしょうか。	No32をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
34	要求水準書 (案)		6	1	8						適用法令及び 適用基準	各設備の排ガス規制値は、大気汚染防止法の通りと考えてよろしいでしょうか。	No32をご参照ください。
35	要求水準書 (案)		7	1	8	(2)					条例等	設計基準は機械設備工事一般仕様書（横浜市環境創造局）に準拠しないものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書 (案)		8	2	2						事前調査	「～事前調査は、～PFI事業者の責任及び費用において行うこと」とありますが、「石綿（アスベスト）」についての調査対象は「入札公告時に提示を予定している既施設設図面等により、発生が確認できる範囲」と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 (案)		8	2	2						事前調査	撤去焼却設備のダイオキシン類測定データがありましたら教授ください。	測定データはありません。
38	要求水準書 (案)		8	2	3						解体撤去工事 に関する条件	「解体撤去対象の既存汚泥焼却炉1・2・3号炉及び改良土プラント施設」とは機械設備を示すもので、既設汚泥焼却炉1・2号炉及び3号炉の建屋などの建築設備や杭や共通床盤などの土木設備は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	支障とならない基礎及び基礎杭の撤去は不要です。
39	要求水準書 (案)		8	2	3						解体撤去工事 に関する条件	既設炉の撤去については、共通床板の撤去は含まれていないという理解で宜しいでしょうか？	No38をご参照ください。
40	要求水準書 (案)		8	2	3						解体撤去工事 に関する条件	既設炉の撤去については、杭の撤去は含まれていないという理解で宜しいでしょうか。	No38をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
41	要求水準書 (案)		8	2	3						解体撤去工事に関する条件	解体撤去工事は、「PFI事業者の責任・・・」とありますが、杭の撤去については含まれないという理解で良いでしょうか。	No38をご参照ください。
42	要求水準書 (案)		8	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	「トラックスケール」は撤去することとなっていますが、更新は必要ないのかどうか教授ください。	更新の必要はありません。
43	要求水準書 (案)		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	該当するPCB汚染電気機器等がありましたら教授ください。	入札公告時に提示を予定している既設施設図面等をご参照ください。
44	要求水準書 (案)		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	対象となる「PCB汚染廃電気機器等」について、数量、機器名称を御教示ください	No43をご参照ください。
45	要求水準書 (案)		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「入札公告時に提示を予定している既設施設図面等」とは具体的にどのような書類になるのでしょうか。調査のために借用することは予定されているのでしょうか。	処理フロー図、製作仕様書、設計計算書、設備工事図面、電機設備工事図面、建築図面、点検修理履歴（閲覧）、施設運転年報、施設運転月報（閲覧）を予定しています。
46	要求水準書 (案)		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「それ以外を市の負担」とありますが、これは最終処分だけでなく撤去のための養生工事、撤去工事も含まれると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P10に記載するとおりです。
47	要求水準書 (案)		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物などの程度発生する可能性があるかをご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示を予定している既設施設図面等をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
48	要求水準書 (案)		10	2	3	(2)		ウ			その他	「市は、事業期中に建築物に関する工事等（耐震診断、耐震補強工事等）の発注」とありますが、「第3 3章(13)節 イ号」において「活用方法により耐震性能に問題が生じる場合は、構造補強等を実施すること」との関係について御教示ください	活用方法により建設時の耐震性能に問題が生じる場合に限り、構造補強等の実施を求めます。
49	要求水準書		10	2	3	(4)					撤去有価物の取扱	撤去品をPFI事業者が買い取る際の基準買取価格等を御教示下さい。	公的積算基準相当を適用します。
50	要求水準書 (案)		10	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	撤去品の有価物の想定品、数量、買取単価、精算方法を 確認できる資料の提示をお願いします。	No49をご参照ください。
51	要求水準書 (案)		10	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	「撤去品のうち有価物については、PFI事業者が買い取ることとする」とありますが、有価物となる判断基準についてご教示願います。また、買い取る際の単価はPFI事業者の提案に委ねられるとの認識でよいかご教示願います。	No49をご参照ください。
52	要求水準書 (案)		10	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	「PFI事業者が買い取ることとする。・・・」と有りますが、買い取ったあとは、自由に処分可能でしょうか、また撤去品と解体物との違いについて御教示いただけますでしょうか。	No49をご参照ください。
53	要求水準書 (案)		10	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	撤去品については、有価物の買い取り後に売却する時期を自由に選定できますでしょうか。事業期間であれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	No49をご参照ください。
54	要求水準書 (案)		11	3	1						事前調査	事前調査に環境アセスメントおよび電波障害調査は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書		11	3	2	(1)					建設場所における用地の現況	重量物の搬入もあることから、搬入経路に高さ、重量制限がある場合はご教示下さい。	現状では規制はありません。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
56	要求水準書 (案)		11	3	2	(1)					建設用地の立地条件 (1) 用地の現況	建設用地へのアクセスルートを御指示願います。	入札公告時に提示します。
57	要求水準書 (案)		11	3	2	(2)					既存土質調査	今回の事業で設置する改良土プラントについては従来の設備と異なる位置に設置され则认为ます。 今回の事業で設置する改良土プラントの建設用地の土質等のデータを御教示ください。	横浜市行政地図情報提供システム：地盤地図情報「地盤View（じばんびゅー）」及び要求水準書（案）p45 5号炉部 土質柱状図をご参照ください。
58	要求水準書 (案)		11	3	2	(2)					建設用地の立地条件 (2) 既存土質調査	今回新設の改良土プラント用地の土質及び土壌の調査データを御教示願います。	No57をご参照ください。
59	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)					基本的考え方	環境負荷と考えている項目を具体的にご教示ください。	主な項目は、温室効果ガスの排出量、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁です。
60	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)				ア	基本的考え方	ライフサイクルコストの縮減については、提案時に配慮する計画を提案することで加点される対象でしょうか。それとも、必達事項であるため、加点対象には相当しないでしょうか。	コスト面は定量評価対象となりますが、提案内容によっては定性的な審査項目で評価される可能性もあります。
61	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)				イ	基本的考え方	環境負荷の低減については、提案時に配慮する計画を提案することで加点される対象でしょうか。それとも、必達事項であるため、加点対象には相当しないでしょうか。	提案内容によっては審査委員会で評価される可能性があります。
62	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)				ウ	基本的考え方	新設施設等は管理運営期間中に大規模修繕を要しないこととありますが、大規模修繕の定義についてご教示願います。	管理運営期間中の施設の稼働を保持するために、交付金申請対象となる、延命化を目的とした基幹的設備改良工事の必要がないことを想定しています。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
63	要求水準書		11	3	3	(1)		ウ				「新施設等管理運営期間中に大規模修繕を要しないこと」とありますが、主要大型機器（例：炭化炉キルン）は、10年程度で交換が必要となるものと考えます。大規模修繕とは具体的にどのようなものか御教示下さい。	No62をご参照ください。
64	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)		ウ			新施設の大規模修繕を要しないこと	20年間の運営において大規模修繕を行わないことは、現実的には困難と推測されます。どの程度の修繕を大規模修繕と考えているか定義をご教示ください。	No62をご参照ください。
65	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)		ウ			基本的考え方	新施設等管理運営期間中に大規模修繕を要しないこととの記載がありますが、全ての機械設備、電気設備が20年間大規模修繕をしないといけないという意味でしょうか。	No62をご参照ください。
66	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)		ウ			基本的考え方	新施設等管理期間中に大規模修繕を要しないこととありますが、大規模修繕の定義をご教示頂けますでしょうか。	No62をご参照ください。
67	要求水準書 (案)		11	3	3	(1)		ウ			新施設の大規模修繕を要しないこと	「大規模修繕を要しないこと」と有りますが、大規模修繕の定義を御教示いただけますでしょうか。	No62をご参照ください。
68	要求水準書 (案)		11	3	3	(2)					処理対象物	外部受入脱水汚泥、受泥スクリーンかすおよび管組ケーキのそれぞれの処理すべき数量及び性状は、入札公告で提示いただけることで宜しいでしょうか。	入札公告時に、施設運転年報・施設運転月報（閲覧）を提示する予定です。
69	要求水準書 (案)		11	3	3	(2)					処理対象物	「外部受入脱水汚泥及び受泥スクリーンかす、管組ケーキ」について、受け入れ方法、受け入れの頻度、一回あたりの量、性状について御教示ください。	No68をご参照ください。
70	要求水準書 (案)		11	3	3	(2)					処理対象物	外部受入脱水汚泥、受泥スクリーンかす、管組ケーキについて、性状・成分と発生量をご教示下さい。	No68をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
71	要求水準書		12	3	3	(3)					計画処理量	通常の日汚泥発生量はどの程度の範囲内で上下するのでしょうか。具体的にご教示ください。	No68をご参照ください。
72	要求水準書 (案)		12	3	3	(3)					計画処理量	計画年間処理量の124,000t/年が事業者の処理義務量との理解で宜しいでしょうか。	計画量であり義務量ではありません。
73	要求水準書 (案)		12	3	3	(3)					計画処理量	市の帰責事由により供給汚泥量が、年間124,000t/年を下回った場合は、その下回った量に比例して、PFI事業者の処理すべき義務汚泥量も下がるとの理解でよろしいでしょうか。	供給汚泥量が下回った場合、PFI事業者が処理すべき汚泥量も下がることになります。
74	要求水準書 (案)		12	3	3	(3)					計画処理量	北部汚泥資源化センターで発生する消化脱水汚泥、分離液脱水汚泥、外部受入脱水汚泥及び受泥スクリーンかす、管組ケーキの発生割合をご教示頂けますでしょうか。	No68をご参照ください。
75	要求水準書 (案)		12	3	3	(3)					計画処理量	スクリーンかすの性状について、ご教示頂けますでしょうか。なお、水分・発熱量だけでなく、形状や臭気なども可能であればご教示頂けますでしょうか。	No68をご参照ください。
76	要求水準書 (案)		12	3	3	(6)					脱水汚泥成分等の標準的な範囲の設定	脱水汚泥成分（重金属等）の標準的な範囲は、本施設稼働開始までに協議を行い定めるとの理解でよろしいでしょうか。また、その標準的な範囲を逸脱した場合は、事業者に処理する義務は無いとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
77	要求水準書		12	3	3	(6)					脱水汚泥性状	通常脱水汚泥性状はどの程度の範囲内で上下するのでしょうか。具体的にご教示ください。 「実施方針 p11 管理運営 燃料化物製造に関するリスク」面にも関係してくると考えます。	No68をご参照ください。
78	要求水準書 (案)		12	3	3	(6)					脱水汚泥性状の代表値	入札金額算出の基準となる脱水汚泥の代表性状（含水率やVTS等）は、事業者が決定し提案するとの理解でよろしいでしょうか。	No76をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
79	要求水準書 (案)		12	3	3	(6)					脱水汚泥性状 の変動範囲	入札金額算出（設備設計）の基準となる脱水汚泥の変動範囲（含水率やVTS等）は、事業者が決定し提案することの理解でよろしいでしょうか。	No76をご参照ください。
80	要求水準書 (案)		13	3	3	(6)					脱水汚泥性状	分離液脱水ケーキの成分は脱水ケーキと同等とありますが、他施設の実績から燃料化物の品質に影響を与える微量物質の含有量に差が見られるため実績データの提示をお願いします。	入札公告時にお示しします。
81	要求水準書		14	3	3	(6)					脱水汚泥性状	【全般】 図3-3-2 脱水汚泥の性状は、（暫定値）と記載されています。汚泥性状のように事業予算に大きな影響を及ぼす設計値に、変更が生じた場合の補正に関するお考えを御教示下さい。	別途協議事項と考えています。
82	要求水準書 (案)		14	3	3	(6)					脱水汚泥性状	脱水汚泥の性状は「暫定値」となっていますが、「確定値」が公表される時期をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
83	要求水準書 (案)		14	3	3	(6)					脱水汚泥性状	水分やVTSは、（暫定値）との記載ですが、正式の条件としての提示はありますでしょうか。また、VTSがここ数年で上昇傾向にありますが、そのまま安定するのか、さらに上昇するのか等見通しなどの情報がありましたらご教示頂けますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
84	要求水準書 (案)		14	3	3	(8)					燃料化物の製造	「販売量が確認できる計量設備」とは、ホッパの重量計も含まれるのでしょうか。あるいはトラックスケールを設置する必要があるのでしょうか。	当該施設内に設置する「販売量が確認できる計量設備」に特段の定めはありません。
85	要求水準書 (案)		14	3	3	(8)					燃料化物	「販売量が確認できる計量設備を設けること」とありますが、燃料化物利用先での計量設備を使用して販売量を確認することも認められますでしょうか。	出荷元となる当該施設内と受入先の双方での確認が必要です。
86	要求水準書 (案)		14	3	3	(8)					燃料化物の製造	燃料化物の計量については、受け入れ先での計量の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	No85をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
87	要求水準書 (案)		15	3	3	(9)		ア			改良土量	「計画生産量が年間80,000m3を確保」とありますが、80,000m3/年以上生産することが要求水準となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書 (案)		16	3	3	(11)					温室効果ガス 排出量	本施設の温室効果ガス排出量において、本施設とは、新設する燃料化施設、汚泥焼却炉および改良土プラントを示すものと考えて宜しいでしょうか。	「脱水汚泥等1トン进行处理するための温室効果ガスの排出量」です。 処理に係る全施設が対象です。
89	要求水準書 (案)		16	3	3	(11)					温室効果ガス の排出量	「年間平均値として151kg-CO2/t-汚泥以下」とありますが、対象となる排出源の範囲、対象となる作業、計算方法を御教示ください。	No88をご参照ください。
90	要求水準書 (案)		16	3	3	(11)					温室効果ガス 排出量	年間平均値の記載がありますが、最大、最小など他の条件がありますでしょうか。	他の条件はありません。
91	要求水準書 (案)		16	3	3	(12)					環境保全に 関する法令等 の遵守	市が内規等で定める施設全体としての総量規制等がある場合は、市より別途提示することとする。とありますが、いつ提示されるのですか。	入札公告時にお示しします。
92	要求水準書 (案)		16	3	3	(12)					環境保全に 関する法令等 の遵守	「市が内規等で定める施設全体としての総量規制等がある場合は、市より別途提示することとする。」とありますが、対象となる規制物質ごとに具体的な規制値を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
93	要求水準書 (案)		16	3	3	(12)		ア			騒音・振動	「敷地境界」の位置について御教示ください	入札公告時にお示しします。
94	要求水準書 (案)		16	3	3	(12)		イ			大気汚染	施設全体に含まれる既設設備等の範囲をご教示ください。範囲に含まれる既設設備の各排出量をご提示ください。	入札公告時に提示を予定している既設施設図面等をご参照ください。
95	要求水準書 (案)		16	3	3	(12)		イ			環境保全に 関する法令等 の遵守	『市が内規等で定める施設全体としての総量規制』について、各物質毎に具体的な規制値をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
96	要求水準書 (案)		16	3	3	(42)		ウ			排水	排水について、排出可能な量が規定されていませんが、基準があれば御教示ください	既存施設の排水量の範囲では問題はないと考えています。 排水量の実績については、入札公告時に提示予定の施設運転月報（閲覧）をご参照ください。
97	要求水準書 (案)		16	3	3	(42)		ウ			排水	排水の温度については規定がありませんが、基準があれば御教示ください	横浜市下水排水基準 除外施設設置基準の45℃を適用します。
98	要求水準書 (案)		16	3	3	(43)		ア			本事業で新しく建設する施設	「建築設備の耐震安全性設計標準水平震度と施設の分類基準」（横浜市建築局）の入手先を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
99	要求水準書		16	3	3	(43)		イ			既設建屋等	①「提供する既設建屋・・・構造補強等実施」とありますが、「要求水準書p10 第2 3 (2) ウ.その他」では「市は事業期中に建築物に関する工事等（耐震診断、耐震補強工事等）の発注をする」とあります。 新設設備の構造物の支柱等として使用する場合は、PFI事業者が、同事業者事務所等として活用する場合は市が耐震面を考慮することと考えてよいでしょうか。 ②【全般】 既設構造物を利用する場合において、対象の構造物の設計時における耐震基準値を御教示下さい。	① No17をご参照ください。 ② 耐震基準値は建築年代の耐震基準となります。入札公告時に提示を予定している既設施設図面等をご参照ください。
100	要求水準書 (案)		16	3	3	(43)		イ			既設建屋等	「既設建屋等」とありますが、「現1・2・3号炉建」以外に対象となる設備があれば御教示ください	現1・2・3号炉建屋のみです。
101	要求水準書 (案)		16	3	3	(43)		イ			既設建屋等	「耐震性能」については、建築時の基準を基に検討を行なうものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書 (案)		16	3	3	(43)		イ			既設建屋等	「耐震性能」を考慮するにあたって必要となる図面、構造計算書、既実施の耐震結果についての提示は予定されているのでしょうか	構造計算書はありません。
103	要求水準書 (案)		16	3	3	(43)		イ			既設建屋等	既設建屋の耐震性能を確認できる図面、計算書をご提示ください。	No102をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
104	要求水準書 (案)		16	3	3	(13)		イ			既設建屋等	既設建屋の耐震設計計算書を提示して下さい。	No102をご参照ください。
105	要求水準書 (案)		17	3	3	(14)		イ			使用材料及び 機器	「日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）等の規格品又はその相当品」とありますが、使用が認められる規格は国内のものに限られると考えてよろしいでしょうか	相当品の規格は国内のものには限りませんが、国内規格相当を想定しています。
106	要求水準書 (案)		17	3	3	(14)		イ			使用材料及び 機器	「規格品又はその相当品」とありますが、使用が認められる相当品の判断はどのように行なうことが予定されているのでしょうか。	No105をご参照ください。
107	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備 (電力供給者 との直接契 約)	「やむを得ない理由により直接契約が困難な場合」とありますが、電力供給者と直接契約するために多額の費用増加が見込まれる場合は、やむを得ない理由と認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	単に費用が増加することだけでやむを得ない理由に該当するとは考えておりませんが、全体コストとして予定価格を超えてしまうなどの場合には該当する可能性があります。
108	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	『本事業の実施に必要な電力は、電気設備を建設して引き込みを行い、PFI事業者が供給者と直接契約』が基本とありますが、同事業範囲を単独受電するにあたり、具体的な検討はされていますでしょうか。	関係省庁等との協議を行っています。
109	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	『やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受ける』とありますが、 ・貴市側設備の機能追加はPFI事業者が行う ・貴市側設備からPFI受電設備までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行う という事でよろしいでしょうか。	やむを得ない場合は、ご理解のとおりです。
110	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	引き込みの可否に関しては東京電力との協議が必要になると考えます。 市と東京電力との間での事前協議が実施されていれば、その内容と結果について御教示ください。	No108をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
111	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	「電気設備を建設して引き込みを行い、PFI事業者が供給者と直接契約することを基本」とありますが、電気引き込みについては「1事業地1引き込み」の原則があるかと存じます。今回は該当しないという認識でよろしいのでしょうか。またその場合の理由についてご教示願います。(フェンス等は不要でしょうか。必要な場合、事業者負担となりますでしょうか。)	No108をご参照ください。
112	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	「電気設備を建設して引き込みを行い、PFI事業者が供給者と直接契約することを基本」とあり、これは「1事業地1引き込み」を想定していると思われます。この場合、本事業の業務範囲で使用する電気は、今回引き込んだ電気設備から供給することになると考えます。よって既存の3,4,5号炉の電源供給も今回引き込んだ電気設備からに切替える必要があると考えます。この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	引き込みの際には、場内に設置された既設の電柱、ラック、サポート、管廊、埋設管を使用することは認められるでしょうか。	施設に付随するものは、更新を想定しています。
114	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備	「やむを得ない理由により直接契約が困難な場合」には、「電気設備を建設して引き込みを行い、PFI事業者が供給者と直接契約する」ために多額の費用を要することとなる場合が含まれると考えてよろしいでしょうか。	No107をご参照ください。
115	要求水準書 (案)		17	3	3	(16)					電気設備 (電力供給者との直接契約)	「やむを得ない理由により…市から電力供給を受ける」とありますが、 ・貴市側設備の機能追加はPFI事業者が行う ・貴市側設備からPFI受電設備までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行うということではよろしいでしょうか。	No109をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
116	要求水準書 (案)		17	3	3	(46)					電気設備	今回新たに設置する電気設備は、「横浜市環境創造局指定製品及び選定業者名簿（下水道設備用電気）」に基づき、指定製品に該当する製品は選定業者によって製造しなければならないでしょうか。	「横浜市環境創造局指定製品及び選定業者名簿（下水道設備用電気）」の適用は規定いたしません。
117	要求水準書 (案)		17	3	3	(46)					電機設備	デマンドの設定において、他事業との関連がないという理解でよろしいでしょうか。またデマンドの監視は必要でしょうか。	直接契約では、他事業との関連は想定されません。デマンド監視は電力会社との契約によります。
118	要求水準書 (案)		17	3	3	(46)		ア			高圧受変電設備	「必要に応じて変圧」とありますが、設備で使用する電圧については事業者が決定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 (案)		17	3	3	(46)		イ			特殊電源設備	「新設施設等の運転に必要な制御電源、計装電源等に電源を供給」とありますが、動力として必要な電源を供給するものではないと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書 (案)		17	3	3	(46)		イ			特殊電源設備	特殊電源設備は設備管理に必要な制御、計装電源とし、設備を継続運転する目的では無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書 (案)		18	3	3	(46)		エ			監視制御設備	監視制御設備の設置位置については、事業者が決定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書 (案)		18	3	3	(46)		オ	(7)		信号	「ノイズ等により正確な計測が阻害されない信号方式」については受注者が決定できると考えてよろしいでしょうか。また、求められる規格、水準があれば御教示ください。	ご理解のとおりです。規格、水準は別途協議といたします。
123	要求水準書		18	3	3	(47)						土木関係の検討について、「・・・管理運営期間を含めて」と記載がありますが、「含めて」とはどの程度の期間をお考えか御教示下さい。	既存の杭を再利用しようとする各施設の竣工日～本事業期間の終了日までとなります。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
124	要求水準書 (案)		18	3	3	(47)					土木関係	既存の杭を再利用しない場合、再利用しない杭について撤去する必要があるか御教示ください	No38をご参照ください。
125	要求水準書 (案)		18	3	3	(47)					土木関係	「第3-3.(11)」は、「第3-3.(13)」の誤記と考えてよろしいでしょうか	ご指摘のとおりです。
126	要求水準書 (案)		18	3	3	(47)					土木関係	既存の杭を再利用しない場合、その杭について撤去する必要があるか御教示ください。	No38をご参照ください。
127	要求水準書 (案)		18	3	4	(1)					電力	引き込みには、場内に設置された既設の電柱、ラック、サポート、管廊、埋設管を使用することは認められる予定でしょうか。	No113をご参照ください。
128	要求水準書		19	3	4	(2)					上水	「取合条件は供給者及び市と協議の上決定」とありますが、この協議・決定はいつなされるのでしょうか。	P F I 事業者が決定後の実施設計段階を想定しています。
129	要求水準書 (案)		19	3	4	(2)					上水	引き込みには、場内に設置された既設のサポート、管廊を使用することは認められる予定でしょうか。	No113をご参照ください。
130	要求水準書 (案)		19	3	4	(3)					雑用水	別紙3に記載の「境界」の処理場内における位置が具体的に分かる図面の提供をお願いいたします	入札公告時にお示しします。
131	要求水準書 (案)		19	3	4	(3)					雑用水	雑用水(処理水、ろ過水)の水質、受け渡し圧力について教授ください。	入札公告時にお示しします。
132	要求水準書 (案)		19	3	4	(4)					汚水排水	別紙3に記載の「境界地点」の処理場内における位置が具体的に分かる図面の提供をお願いいたします。	入札公告時にお示しします。
133	要求水準書 (案)		19	3	4	(5)					都市ガス	別紙2に記載された配管から分岐して引き込むことができると考えてよろしいのでしょうか。	直接契約の条件によりますが、市は支障がない範囲で、場内配管の使用を容認する予定です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
134	要求水準書 (案)		19	3	4	(6)					消化汚泥等の供給	別紙3に記載の「境界地点」の処理場内における位置が具体的に分かる図面の提供をお願いいたします	入札公告時にお示しします。
135	要求水準書 (案)		19	3	4	(6)					消化汚泥等の供給	別紙3には「脱水汚泥」とのみ記載されていますが、処理対象物には「消化脱水汚泥、分離液脱水汚泥、外部受入脱水汚泥及び受泥スクリーンかす、管組ケーキ」が含まれます。 そして、これらの処理対象物は、それぞれ異なる供給手段、供給ルートで設備に供給されるものと考えます。 処理対象物ごとの、供給手段、供給ルートを御教示ください。	入札公告時にお示しします。
136	要求水準書 (案)		19	3	4	(7)					消化ガスの供給予定量	「消化ガスは、都市ガスに優先して使用すること」とありますが、都市ガス使用量が減ることにより都市ガス契約上のペナルティが発生する可能性があります。 消化ガスの運用方法については市と事業者で協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案) P19に消化ガス月間供給予定量を記載しています。この範囲で優先使用を求めます。
137	要求水準書 (案)		19	3	4	(7)					消化ガス	「消化ガスは、都市ガスに優先して使用すること」と記載されており、これで不足する場合は都市ガスを使用することとなると考えております。 この場合、消化ガスの供給量が変化すると、それを補うために都市ガスの消費量が増減することになります。 一般に、都市ガスの購入金額は消費量によりその単価が変動するため、変動幅について把握する必要があります。 P F I 事業者に供給される消化ガスの供給量の平均値に加えて、最大値と最小値についても御教示ください。	要求水準書(案) P19に消化ガス月間供給予定量を記載しています。 変動幅については、別紙4の実績グラフ及び入札公告時に提示予定の施設運転月報(閲覧)をご参照ください。
138	要求水準書 (案)		19	3	4	(7)					消化ガス	消化ガスの供給圧力をご教示ください。 また、消化ガスの利用用途は燃料化・焼却設備の燃料に限定したものでしょうか。	入札公告時にお示しします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
139	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	『設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う』とありますが、本事業運営に必要な信号項目(各ポイントの状態信号、インロック信号など)の選別はPFI事業者が行うものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	『設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う』とありますが、 ・貴市側設備の機能追加はPFI事業者が行う ・貴市側設備からPFI事業者との取合設備までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行う という事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	今回設置する監視制御設備と既設の監視制御設備との間での信号の授受について、必要か否かについては事業者が決定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	今回設置する監視制御設備と既設の監視制御設備との間での信号の授受に必要な改造工事などについては、PFI事業者が行うものと考えてよろしいでしょうか。 ついて、仕様、取合位置、信号点数について御教示ください。	入札公告時に提示を予定している既設施設図面等をご参照ください。
143	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	今回設置する監視制御設備について「設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う」とありますが、「設備の運転上必要と思われる項目」については、PFI事業者が決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
144	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	「設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う」とありますが ・ 貴市側監視制御設備の機能追加はPFI事業者が行う ・ 貴市側監視制御設備からPFI事業者との取り合い盤までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行うということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	「設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う」について、本事業運営に必要な信号項目(各プロセスの状態信号、インタロック信号など)の選別はPFI事業者が行うものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	設備の運用上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う。とありますが、既存システムの製造者しか実施出来ない既存システムの改造が必要になる可能性があります。既存システムの改造は本PFIの範囲でSPCが実施しなければならないでしょうか。または、既存システムの改造は別途、横浜市にて既設メーカーに発注いただけますでしょうか。	別途協議とします。
147	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	既存システムのシステム構成図、機器仕様書等、既存システムの仕様が分かる資料は提供いただけますでしょうか。	入札公告時に提示を予定している既施設設図面等をご参照ください。
148	要求水準書 (案)		19	3	4	(9)					監視制御システム	独自の監視制御という記載がありますが、SPC構成会社以外の購入システムでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書 (案)		20	3	4	(12)					その他副産物	副産物について、場外に搬出して処分することなく、今回設置する設備にて処理を行なうことは可能でしょうか？	今回設置する設備での処理方法等によります。
150	要求水準書 (案)		20	3	4	(12)					その他副産物	副産物は市が排出事業者として、市の費用負担にて処分するとの理解で宜しいでしょうか。	副産物の処分費の扱いについては、入札公告時にお示しします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
151	要求水準書 (案)		21	3	5	(2)					ユーティリティの費用	「汚水排水は、市に支障がない必要最小限の範囲において無償で排水できる」とありますが、支障の無い範囲について御教示ください	No96をご参照ください。
152	要求水準書 (案)		21	3	5	(2)					ユーティリティの費用	「汚水排水は、市に支障がない必要最小限の範囲において無償で排水できる」とありますが、支障の無い範囲を超える分については有償であれば排出できるのでしょうか	No96をご参照ください。
153	要求水準書 (案)		21	3	5	(2)				ア	試運転	燃料化設備の試運転中に処理する汚泥はサービス購入費B1-B2の対象と考えてよろしいですか。	要求水準書(案) P21、(4)ア(ウ)をご参照ください。
154	要求水準書		21	3	5	(4)				ア ⁽⁷⁾	試運転	・試運転開始の定義(焼却炉などの場合受電時や火入れ時など)を御教示下さい。 ・3カ月以上実施する性能試験は、新設する全ての設備が対象で、各設備毎に3カ月必要になると考えて良いでしょうか。	・火入後の、乾燥炊き、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を想定しています。 ・ご理解のとおりです。
155	要求水準書 (案)		21	3	5	(4)					試運転期間	試運転期間を3ヶ月以上と定めておりますが、どのような範囲を試運転とお考えでしょうか。給油や槽内点検など単体試験開始前の時期も含めての期間として考えてもよろしいでしょうか。	No154をご参照ください。
156	要求水準書 (案)		24	4	1	(1)					運営管理の基本的考え方	既設施設の運営管理を引き継ぎますが、引き継ぐ施設のトラブル、不具合等については、すべて解決された状態で引き継ぎされるものと考えてよろしいでしょうか	入札公告時に提示を予定している、点検修理履歴(閲覧)をご参照ください。
157	要求水準書 (案)		24	4	1	(1)					管理運営の基本的考え方	管理運営の範囲について、全ての施設(5号焼却炉含む)の修繕はPFI事業者の負担(事業範囲)となるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 5号焼却炉の長寿命化のための基幹的設備改良工事は市が発注する予定です。
158	要求水準書 (案)		24	4	2	(1)					運転管理体制	既設設備の運転員をそのまま引き継ぐことは可能でしょうか	基本的に運転員をそのまま引き継ぐことは想定しておりません。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
159	要求水準書 (案)		24	4	2	(1)					運転管理体制	作業主任者等の専任において、委託可能なものは委託してもよろしいでしょうか	入札公告時に公表を予定している、「事業契約書(案)」をご参照ください。
160	要求水準書 (案)		24	4	2	(1)					運転管理体制	PFI事業者が選任する電気主任技術者を、PFI事業者もしくは管理運営業務にあたる者が電気事業法に基づいて、本事業範囲内に限定した「設置者」もしくは「みなし設置者」のいずれかに該当した場合、電気保安法人等へ外部委託することを認めていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書 (案)		24	4	2	(1)					運転管理体制	管理運営に必要な車両等については、センター内の駐車場を利用して頂けると理解してよろしいでしょうか。	センター内の駐車場は利用できません。
162	要求水準書 (案)		24	4	2	(1)					管理運営体制	必要とされる一例としての作業主任者は、必要な法令に照会し、配置させることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書 (案)		25	4	2	(5)					従事職員の承諾と変更	「従業職員」とは、「P24 2 (1) 運転管理体制」に記載されている「従業者」と同義であると解釈してよろしいでしょうか。	従事者に統一します。
164	要求水準書 (案)		25	4	2	(5)					従事職員の承諾と変更	従業職員の変更について、「前に必要書類を添えて提出し、市の承諾を得るものとする」とされております。同2章、(1)(2)(3)および(6)節の記載と同様に、「変更した場合は、速やかに市に報告すること」とさせていただきませんかでしょうか。	従事職員については、事前の承諾を想定しています。
165	要求水準書 (案)		25	4	2	(5)					従事職員の承諾と変更	ここでいう「従事職員」と、P24, 2(1)に記載のある「従事者」の定義と違いを御教示ください。また、「～承諾を受けるものとする。」とありますが、本事業がPFI事業であることを鑑み、「承諾」ではなく「報告」もしくは「確認」であると思料致します。	No163, 164をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
166	要求水準書 (案)		25	4	2	(5)					従事職員の承諾と変更	体制の承諾については、どの様な場合に承諾が得られないことがあるのでしょうか。想定されている具体的な事例をご教示頂けますでしょうか。	関係法令に基づく資格免許を有していない場合等を想定しています。
167	要求水準書 (案)		26	4	3	(1)					本施設の点検保守及び保全管理業務	既存施設である焼却3, 4, 5号炉および焼却灰搬出設備について、「修繕等」とは各設備機器の性能を維持するために必要な消耗品等の交換を意味し、性能低下の原因が経年劣化によるものは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	既設5号炉の長寿命化のための基幹的設備改良工事以外はPFI事業者の負担において、当該期間の処理に必要な機能を保持することを想定しています。
168	要求水準書 (案)		26	4	3	(2)					環境基準への適合	環境汚染の原因物質が混入していないことを確認するとありますが、現状の確認方法をご教示頂けますでしょうか。	横浜改良土センター株式会社のホームページ (http://www.hamakairyodo.co.jp/index.html)より、「施設利用要領 平成27年度 横浜改良土センター株式会社」をご参照ください。
169	要求水準書 (案)		26	4	3	(6)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の運搬業務を実施する場合、横浜市北部汚泥資源化センター場内にはどのような車両規制がありますか。また燃料化物の車両入出庫のため場内の道幅がわかる資料をご教授ください。	入札公告時にお示しします。
170	要求水準書 (案)		26	4	3	(6)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の積み込み、搬出作業は、その曜日・時間帯については、予め入札公告時にご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	指定はありません。
171	要求水準書 (案)		26	4	3	(6)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	「事業期間にわたり購入・販売及び運搬すること。」とありますが、汚泥成分範囲を逸脱したことに起因して有効利用できない燃料化物は、有効利用の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
172	要求水準書 (案)		26	4	3	(6)					燃料化物の購入・販売及び運搬	J I S規格に適合した有価物として評価を実施するとなっておりますが、評価の時期や回数については、事業者が任意に決定することができるという理解でよろしいでしょうか。また、燃料化物に対して、J I S品質に満たないものに、有価物の添加を実施し、満たすような対応とすることは可能でしょうか。	下水汚泥固形燃料JIS規格(JIS Z7312)本文及び解説をご参照ください。
173	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)					見学者受け入れ人数の実績	市民等からの見学について、現在までの実績として年間何名程度の見学者が来場されているのかご教示ください。また、1回の見学で何名程度来場されているかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
174	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)					パンフレット、パネル等の必要数	説明に必要となるパンフレットの作成とパネル等の設置を事業者が行うこととなっておりますが、パンフレットやパネル等の数量は事業者の提案によるの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
175	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)					対応業務	見学の受け入れについては、設備の稼働状況等を考慮して、日時、人数など調整をいただくことは可能と考えてよろしいでしょうか。	調整可能です。
176	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)					対応業務	パンフレットの作成など受入準備を検討するために、現状想定している年間見学者数、見学回数を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
177	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)					対応業務	見学者用の通路、ステージ、会議室などを、通常の維持管理業務に必要なもの以外に準備する必要があるか御教示ください。	見学者の安全を守るために必要となる備品（例えば、立入禁止を示す案内やカラーコーン等）の準備をしてください。
178	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)					対応業務	「説明に必要となるパンフレットの作成」とありますが、年間あたりの想定量をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
179	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)		ア			対応業務	現状で想定されている作成すべきパンフレットの仕様について御教示ください。	仕様の規定はありません。
180	要求水準書 (案)		26	4	3	(7)		イ			対応業務	パネル等は設備毎にフローを説明するものをA0で1枚程度と計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書 (案)		27	4	3	(7)		ウ			見学者受け入れ時の協力	事業者における見学対応については運営維持管理業務に支障がない範囲とし、受入可否や協力内容については市と事業者の協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。 (定期修繕期間中など安全管理上問題がある場合もあります)	ご理解のとおりです。
182	要求水準書 (案)		29	4	6	(1)					ユーティリティ等	ろ過水の使用量の制限はありますでしょうか。	要求水準書(案)P51、別紙4をご参照ください。
183	要求水準書		30	4	6	(4)					5号焼却炉の修繕	<ul style="list-style-type: none"> 「工事等に協力すること」と示されておりますが、当該個所以外にも同一の記載が示されております。協力の具体例をご教示ください。 「不可抗力以外の不測の更新・修繕等を要することがない状態で市に引き渡せる」とあるが、不測の修繕とは具体的にどのようなことか御教示下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が事業中に建築物に関する工事等(耐震診断、耐震補強工事等)及び既設5号炉の長寿命化のための基幹的設備改良工事の際に、工事等が円滑に行えるよう、工事場所の提供等の協力を求めます。 適切な維持管理がなされていれば修繕の必要がないと認められる範囲の修繕。
184	要求水準書 (案)		30	4	6	(4)					5号焼却炉の修繕	5号焼却炉の長寿命化のための基幹的設備改良工事等はPFI事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	5号焼却炉の長寿命化のための基幹的設備改良工事のみ、PFI事業範囲外となります。
185	要求水準書 (案)		30	4	6	(4)					5号焼却炉の修繕	平成39年頃に長寿命化のために基幹的設備改良工事等を発注する予定とありますが、予定される発注内容をご教示頂けますでしょうか。	その時点の状況により判断します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
186	要求水準書		30	4	6	(5)					契約期間終了時の取扱い	「不可抗力以外の不測の更新・修繕等を要することがない状態で市に引き渡せる」とありますが、不測の修繕とは具体的にどのようなことか御教示下さい。	No183をご参照ください。
187	要求水準書 (案)		30	4	6	(5)					契約期間終了時の取扱い	「本事業の対象とする新施設等々は要求水準書で示した性能を発揮できる機能を有し、・・・」とありますが、ここで言う性能とは、要求水準書P.21 5(3)記載の性能保証事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書 (案)		30	4	6	(5)					契約期間終了時の取扱い	事業終了後はSPCが解散しているため不測の修繕等への対応および負担は困難です。「事業終了後1年以内は修繕等を要することのない状態」とありますが、その判断は事業期間内に行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕が必要と判断される場合は、期間内に対応をお願いします。
189	要求水準書		32	5							分析業務	PFI事業者は分析業務を実施することになっておりますが、分析室は貴局の既設建屋を無償提供頂けると考えて良いでしょうか。	PFI事業者にて対応願います。
190	要求水準書 (案)		32	5	1						分析業務	アからウの各分析業務に関して、最低測定頻度などの制限などの提示はありますか。 また、分析項目について、すべての項目について計量証明が必要でしょうか？	条例、指針、協定、法令等に基づき対応願います。
191	要求水準書 (案)		32	5	1					ウ	分析業務	「新施設等々の運転指標として必要な情報を得るための分析」として予定されている項目および頻度について御教示ください	No190をご参照ください。
192	要求水準書 (案)		32	5	2	(1)					保険に関する事項	設計・建設期間中に付保する保険について、保険の名称に関わらず、建設工事保険と火災保険の内容をカバーできる保険で対応可能との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
193	要求水準書 (案)		32	5	2	(2)					管理運営期間	管理運営期間の火災保険については、施設所有者である横浜市様にて加入する保険にて対応することよろしいでしょうか？	市が保険に加入する予定はございません。
194	要求水準書 (案)		32	5	3						住民対応	近隣住民等との間で、道路使用や環境保全等に関して合意している協定や覚書等があればご教示ください。	近隣住民等との間で、道路使用や環境保全等に関して合意している協定や覚書等はありません。
195	要求水準書 (案)	3	49								温水	設計・建設範囲に温水の供給が明記されていますが、本文の「第3 設計及び建設に関する事項」に記載がありませんが、温水供給の要否についてご教示ください。	温水供給は不要です。要求水準書にて修正します。
196	要求水準書 (案)	4	51		4	2					ユーティリティ等の購入単価	電力について「直接契約の条件による」とありますが、電力会社と各応募者との交渉によって同条件(買電量が同じ)でも電力単価が異なることはありうるのでしょうか？	直接契約の相手方により電力単価が異なることはありうると考えています。
197	要求水準書 (案)	4	51		4	2					ユーティリティ等の供給可能量	雑用水の供給可能量として、処理水=3,000m ³ /日、ろ過水=475m ³ /日と記載されています。これは、今回建設する燃料化設備、焼却設備のそれぞれにこの水量が供給可能と考えてよろしいでしょうか。また、今回の事業で管理運営の対象となる、既設4号炉、既設5号炉で使用する雑用水は、ここで記載されている供給可能量の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	今回建設する設備で使用できる合計の水量です。それぞれではありません。既存汚泥焼却炉既設4,5号炉への供給も含まれます。入札公告時に提示予定の施設運転月報(閲覧)にて既設3,4,5号炉への現在の供給量を確認頂けます。
198	要求水準書 (案)	4	52								燃料・改良土等の単価<参考>	別表4-4に燃料化物の参考単価が1,000円/tとなっておりますが、他の公募案件の要求水準書と比較すると非常に高額であります。同価格は事業運営を左右する程の影響があるため、単価については事業者提案とさせていただきますことよろしいでしょうか。	基本的には(一定の条件のもとで)提案いただくことを想定しています。詳細は入札公告時に明らかにします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
199	要求水準書 (案)	4	52								消化ガスの成分	消化ガスの成分だけでなく、発熱量の情報もご教示頂けますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
200	要求水準書 (案)	4	52	4	4						燃料・改良土等の単価<参考>	燃料化物の単価について、参考として「1,000円/t」と記載がありますが、昨今の市場状況を踏まえるとかなり高額と言わざるを得ないと考えます。燃料化物の有価販売運営が必須条件である以上、事業の継続運営に大きな影響を及ぼします。近年の事例では「100円/t」程度と設定されています。単価については事業者提案として設定されると理解してよろしいでしょうか？	基本的には（一定の条件のもとで）提案いただくことを想定しています。詳細は入札公告時に明らかにします。
201	要求水準書 (案)	5	53								点検修理機歴	修繕の履歴の詳細情報を入手或いは閲覧することは可能でしょうか。また、項目だけでなく、写真や測定データなどの客観情報を事業開始時に開示頂けるということと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に提示を予定している、点検修理履歴（閲覧）をご参照ください。